

公 告

2019年度利用分量割戻金について

2020年6月16日

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ

理事長 藤田順子

2020年6月16日に第21回通常総代会が開かれ、2019年度の利用分量割戻金について承認されました。つきましては、定款第79条第5項に基づき下記のとおりお知らせします。

記

利用分量割戻金は、2019年4月1日から2020年3月31日の対象利用額（但し、パルシステム手数料、利用事業、チケット、カンパ、共済掛金、電気使用料などを除く）に対して0.2%の割合とし、第21回通常総代会当日（6月16日）に在籍している組合員が対象となります。

なお、利用分量割戻金額に消費税額（8%、10%）を加算し、10円未満を切り捨てた金額を請求書上で商品代金への振替となります。

以上